

猫と暮らすために

不妊去勢手術費用を助成します

飼育猫の適正飼育のために、不妊去勢手術費用の助成を行います。

助成対象

市内で飼養されている飼育猫の不妊手術および去勢手術

助成を受けられる人

市内に住所を有する飼い主

助成額

オス 2,000円
メス 4,000円

募集頭数

60匹分(1人2匹まで)

申込方法

手術の前に、「助成金交付申請書」および「暴力団排除にかかる誓約書」を郵送またはご持参ください。

※申請用紙は、提出先窓口、各支所環境課(三瀬支所は市民サービス課)、市内の動物病院に用意しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。



申込期間

6月2日(月)～16日(月)

※当日消印有効

※応募多数の場合は、抽選。助成の可否は、申込期間終了後、通知します。助成決定後、8月末日までに、市内の動物病院で手術を受けてください。

その他

・猫は年に2～3回出産し、生まれた子猫も生後半年ほどで出産ができるようになります。繁殖を望まない場合は、必ず手術をしてください。詳しくは獣医師にご相談ください。

・不妊去勢手術は、さまざまな病気を予防したり、オス猫のマーキング行為を軽減する効果もあります。室内飼育をするためにも必要です。

地域猫活動団体募集

野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行います。詳しくはお問い合わせください。

対象

地域猫活動に取り組む自治会または3人以上のグループ

新規団体の募集期間

5月19日(月)～8月29日(金)

※予算に達すると見込まれた時点で受付終了。

申込方法

活動計画書や活動者名簿などをご提出ください。

助成額

自治会の場合、オス1万円、メス2万円、グループの場合、オス5,000円、メス1万円です。

※手術済みの目印として、耳先カットを行います。

地域猫活動とは

地域に住みついた野良猫の不妊去勢手術をした上で、ルールに沿ったエサやり、トイレの管理などを行い、野良猫の数と野良猫による被害の減少を目指す活動。

申し込み・問い合わせ

〒840-8501
佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所
環境政策課 生活環境係
TEL 40-7200
FAX 26-5901

労働Q&A (雇用保険)

Q 10年間勤めた会社を退職しましたが、退職して初めて会社が雇用保険に加入していないことがわかりました。このままでは、給付を受けることはできないのでしょうか。

A 退職時に事業主が雇用保険に加入していなくても、2年間は、さかのぼって加入することができます。

雇用保険は強制加入

雇用保険は、労働者が雇用される事業については、原則としてすべて対象となります。

ただし、農林、畜産・養蚕・水産の事業で、常用労働者が5人未満の個人事業主については、当分の間、任意適用となります。

適用除外となる人

事業所に「雇用される労働者」であっても、被保険者にはならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

退職したあとで初めて雇用保険に加入していなかったことが分かった場合、さかのぼって加入できます。ただし、雇用保険の権利は、2年を経過すると時

効により消滅します。(雇用保険料が控除されていたことが確認された人は、2年を超えてさかのぼることができません)

なお、雇用保険料は、労使双方が納付することとされていますので、労働者も過去の保険料を納付しなければなりません。

こんな対応を!

雇用保険未加入の場合は、会社に対して、雇用保険の加入を要求しましょう。要求が聞き入れられなかった場合は、ハローワークに相談してください。

なお、労働者は、自らの雇用保険の加入手続が適正に行われているかハローワークで確認することができます。

夜間労働相談(無料)

毎月第2・第4水曜日
(18時～21時) 窓口開設時間内のみ電話対応可
相談電話番号
40-7079

問い合わせ

商業振興課 金融・労政係
TEL 40-7102
FAX 26-6244

佐賀市屋外広告物条例を改正しました

申請者の負担軽減と屋外広告物制度の浸透を図り、佐賀らしい風景や景色を次の世代に引き継ぐため、平成26年4月1日に佐賀市屋外広告物条例を次のとおり改正しました。

①特例許可制度の新設

平成26年4月1日時点で基準等を違反している屋外広告物は、今後板面や構造等を改修するときに基準等に適合させることを条件として、許可申請ができるようにしました。なお、禁止広告物や第1種禁止地域、特別交差点にある屋外広告物は、この制度の対象とはなりません。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

②継続許可申請手数料の減額

(一部)
野立広告、屋上広告、壁面広告などの一枚当たりの継続許可申請手数料を次表のとおりとしました。なお、次の手数料の変更はありません。

・はり紙、のぼり旗等の簡易広告物
・電柱広告、広告幕、気球広告
・新規許可や変更許可の申請

〈継続許可申請手数料表〉

面積	改正前	改正後
0.5㎡未満	140円	変更無し
0.5㎡以上～1㎡未満	230円	
1㎡以上～2㎡未満	450円	
2㎡以上～5㎡未満	870円	1,000円
5㎡以上～10㎡未満	1,700円	
10㎡以上～20㎡未満	3,200円	
20㎡以上～30㎡未満	5,500円	
30㎡以上～40㎡未満	7,600円	
40㎡以上～50㎡未満	9,800円	
50㎡以上1㎡あたり	上記に+340円	

はり紙、はり札、のぼり旗等は、まちのにぎわいを演出する効果もありますが、多すぎると、交通の妨げとなったり、景観を悪くしたりすることにもつながります。

設置する時は、ルールを守って、適切に表示しましょう。

問い合わせ

本庁 都市デザイン課
景観係
TEL 40-7172
FAX 40-7387

平成26年度 計量器(はかり)の定期検査を実施します

取引や証明に使用する「はかり」は2年に1度その精度を確認するために、使用者が定期検査を受けなければなりません。次のいずれかの検査場所定期検査を受けてください。

なお、所在場所検査を希望する人は別途申請が必要です。

対象地区

旧佐賀市

対象となる「はかり」

- ①商店・露店・行商等で商品の売買に使用する「はかり」
- ②農業・漁業等に従事する人が農産物・水産物の売買・出荷のために使用する「はかり」
- ③商店・工場などの原材料の搬入(学校・病院などへの食料の搬入)、製品の販売・出荷のために使用する「はかり」
- ④病院・薬局等で使用している調剤用の「はかり」
- ⑤病院・学校・保育所・幼稚園等で使用している身体検査用の体重計
- ⑥運送業者等が貨物運賃の算出等に使用する「はかり」

検査実施機関

(一社)佐賀県計量協会

期日	時間	場所
6月3日(火)	10時～12時	嘉瀬公民館(嘉瀬町中原)
	13時30分～15時30分	本庄公民館(本庄町本庄)
6月4日(水)	10時～12時	北川副公民館(木原)
	13時30分～15時30分	高木瀬公民館(高木瀬東)
6月5日(木)	10時～12時	佐賀県農業協同組合 北部営農センター(久保泉町川久保)
	13時30分～15時30分	佐賀県農業協同組合 農機センター(兵庫町測)
6月6日(金)	10時～12時	勸興公民館(成章町)
	13時30分～15時30分	アイ・スクエアビル1階南玄関前(駅前中央)
6月9日(月)	10時～12時	日新公民館(長瀬町)
	13時30分～15時30分	新栄公民館(新生町)
6月10日(火)	10時～12時	循誘公民館(東佐賀町)
	13時30分～15時30分	赤松公民館(中の館町)
6月11日(水)	10時～12時	蓮池公民館(蓮池町蓮池)
	13時30分～15時30分	佐賀県計量検査場(鍋島町八戸溝)

問い合わせ

生活安全課 消費生活センター(アイスクエアビル1階)
TEL 40-7086
FAX 40-2050